

特定健康診査(特定健診)・特定保健指導の選び方

被保険者(本人)用
*任意継続は除く

スタート

*いずれのケースの特定保健指導も、事業所と直接契約を行っている産業医・保健師・管理栄養士で「実施していただくことが可能でな場合があります。(詳細は、当組合保健師までお問合せ下さい。)

特定保健指導は、**年度内1回のみ**の利用で、被保険者は、巡回事業所健診と人間ドックの2回受診機会がありますが、原則的には**年度内で最初に受診した健診の結果で行います**。最初に受診した健診機関で特定保健指導を利用できない場合は、後で受診した機関で利用いただければ結構です。

契約健診機関以外で特定健診・特定保健指導を受診・利用される場合は、**当組合契約健診機関の契約料金が補助額の上限**になっておりますので、**有料となる場合があります**。

対象者

以下全てに当てはまる人。

- ・今年度4月1日時点で当組合に加入資格のある人
- ・今年度3月末までに、40歳以上になる人
- ・今年度3月末までに、当組合の資格喪失予定がない人(ただし、今年度75歳に達する人を除く)

いいえ

特定健診・特定保健指導の対象ではありません。従来どおり健診・一般健康支援を受けて下さい。

はい

以下に当てはまらない。

- ・妊産婦(妊娠中または出産後1年以内の女子)
- ・刑務所に拘禁中
- ・住所が海外
- ・6か月以上継続して医療機関に入院
- ・障害者支援施設等に入所
- ・独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホームへの入所
- ・介護保険法に関する施設への入所

いいえ

特定健診・特定保健指導の対象ではありません。従来どおり健診・一般健康支援を受けて下さい。

はい

当組合契約巡回事業所健診機関で事業所の定期健診を実施している。(または、当組合契約人間ドック機関で人間ドックを受診している。)

はい

特定健診は、事業所の定期健診項目に含まれています。その他詳細は、契約健診機関からご説明をさせていただきます。(全ての契約人間ドック機関は、人間ドック項目に特定健診項目を含んでいます。)

定期健診

定期健診実施健診機関で特定保健指導も実施できる。

できる

原則、定期健診実施機関で特定保健指導を行っていただきます。全額当組合が補助するため無料で利用できます。特定保健指導についても契約健診機関からご説明をさせていただきます。(土曜日に、健診機関の施設で実施できる場合もあります。)

できない

当組合契約巡回健診機関で特定保健指導を実施できない場合は、契約巡回健診機関から当組合へ実施できない旨の連絡をすることになっています。連絡後、当組合から事業所へ、特定保健指導機関等をご紹介します。全額当組合が補助するため無料で利用できます。

できる

当組合契約人間ドック機関で特定保健指導も実施できる。

全額当組合が補助するため無料で利用できます。健診当日または後日に実施いたします。当組合契約人間ドック機関から受診者へ説明させていただきます。手続きは不要です。

できない

当組合契約保健指導機関で行っていただけます。全額当組合が補助するため、無料で利用できます。詳細は、当組合保健師にお問い合わせ下さい。

いいえ

- ①当組合契約外健診機関で事業所の定期健診を実施している。
- ②個人単位で、かかりつけ医等の医療機関等で定期健診を受診している。
- ③当組合契約外人間ドック機関で人間ドックを受診している。

はい

当組合ホームページに、関係書類が掲載されていますので、お読み下さい。(トップページの「各種申請書の印刷」→「保健事業関係」)

- ①→「健康診断補助金支給申請書(巡回様式12)」
- ②→当組合健康管理課までお問い合わせ下さい。
- ③→「人間ドック・特定健診・脳健診・婦人科健診・がん健診受診申込書(ドック様式1またはドック様式1-2)」

*①~③いずれも、「標準的な質問票」と「特定健診の基本的な健診」の項目に実施漏れがあると補助できません。「標準的な質問票」は、組合から配付した用紙に記入し提出いただいても構いません。

動機付け支援または積極的支援になられ、特定保健指導を利用される場合

いいえ

健診は行っていません。

はい

労働安全衛生規則で、事業者は、常時使用する労働者に対し、1年内に1回定期健康診断を実施しなければならないことになっており、違反した場合は、50万円以下の罰金となります。この機会に実施しましょう。当組合契約巡回事業所健診機関で実施しますと、スムーズに当組合の健診システムを利用でき、健診・保健指導ともに補助金請求の手続きが不要です。契約巡回事業所健診機関の施設へお越しいただく方法もあります。(料金は、巡回の場合と同じです。)遠隔地の事業所は、「健康診断補助金支給申請書(巡回様式12)」をご覧ください。(当組合ホームページ、トップページの「各種申請書の印刷」→「保健事業関係」に掲載)

特定健診・特定保健指導
機関の検索はこちら!

◦ <集合契約参加機関検索ホームページ> 当組合ホームページトップページ「特定健診・特定保健指導実施機関検索」<http://www.aiteturen-kenpo.or.jp/>